

**国別障害関連情報
ミャンマー連邦共和国**

**独立行政法人
国際協力機構（JICA）**

**令和3年2月
（2021年2月）**

**株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ミャンマー連邦共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況	9
2-4. 障害関連施策の状況.....	10
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	15
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	15
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	16
3. 障害関連団体の活動概況.....	18
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	18
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	19
4. 参考資料	20

図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（2014）	3
図 2 障害の年齢別割合（2014）	3
図 3 障害の男女別割合（2014）	4
図 4 障害者の居住地域（2014）	5
表 1 障害関連担当機関	6

略語表

AAR	AAR Japan	難民を助ける会
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
DSW	Department of Social Welfare, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement	社会福祉・救済・復興省社会福祉局
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NCRPD	National Committee on the Rights of Persons with Disabilities	国家障害者権利委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OCHA	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,407.81 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.66 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	1.9 %	2019 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.02 %	2016 年

人口

総人口	54,045,420 人	2019 年
男性人口比率	48.2 %	
女性人口比率	51.8 %	
都市人口比率	31 %	
農村人口比率	69 %	
出生時平均余命（全体）	67 歳	2018 年
男性	64 歳	
女性	70 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	14 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	22 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	5 年	2019 年
成人識字率（全体）	76 %	2016 年
男性	80 %	
女性	72 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2018年
全体	112 %	
男子	115 %	
女子	110 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2018年
全体	68 %	
男子	66 %	
女子	71 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2018年
全体	19 %	
男子	16 %	
女子	22 %	

雇用

失業率（全体）	1.7 %	2020年
男性	1.3 %	
女性	2.3 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」）では2015年障害者権利法（The Law of the Rights of Persons with Disabilities）において、障害者を「先天的か否かを問わず、長期の身体、視覚、発声、聴覚、精神、知的または感覚的な機能障害が一つまたは複数ある者」と定義している。障害については、「物理的な環境や他者の態度や評価における多様な障害や障壁によって、完全な社会参加ができない状態」としており、障害の種別は特定していない。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ミャンマーで実施された最初の全国障害者調査は、2008～2009年に行われた政府とハンセン病ミッションとの合同調査であった⁵。2014年に、約30年振りに国勢調査が実施され、障害者に関する情報も収集された。障害者に関する統計は、Census Report Volume 4-Kとしてまとめられている⁶。障害の種別は、障害統計に関する国連ワシントングループ短縮質問

² 6～10歳（1年生～5年生）

³ 11～14歳（6年生～9年生）

⁴ 15～16歳（10年生～11年生）

⁵ Department of Social Welfare of Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement and The Leprosy Mission International (Myanmar) First Myanmar National Disability Survey 2010

⁶ The Republic of the Union of Myanmar, Department of Population of Ministry of Labour, Immigration and Population (2017) The 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Volume 4-K (with technical

紙セットや世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）が発表している基準を参考に、1）見る（Seeing）、2）聞く（Hearing）、3）歩く（Walk）、4）認知する（Remembering/Concentrating）4つの分野で行われた。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁷	2,311,250 人	全人口の 4.4 %	2014 年
男性	1,056,755 人		
女性	1,254,495 人		

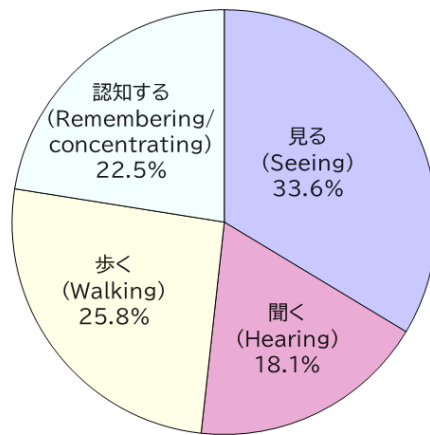


図1 障害種別の障害者数割合 (2014)

出所：The Republic of the Union of Myanmar, the 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Vol. 4-K を基に調査チームが作成

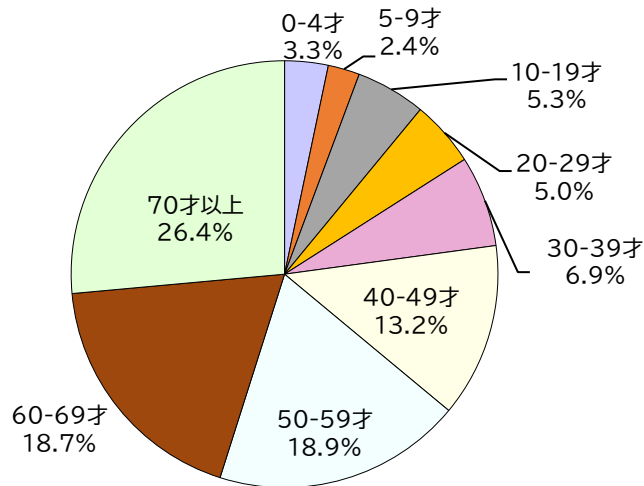


図2 障害の年齢別割合 (2014)

出所：The Republic of the Union of Myanmar, the 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Vol. 4-K を基に調査チームが作成

assistance from UNFPA)

⁷ 国勢調査 (2014 年)

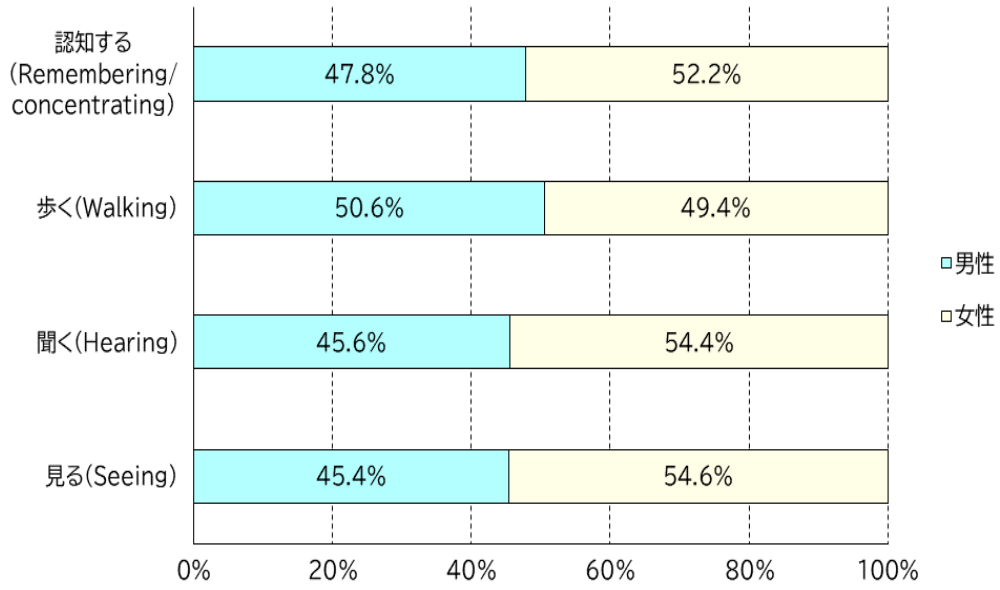


図3 障害の男女別割合 (2014)

出所：The Republic of the Union of Myanmar, the 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Vol. 4-K を基に調査チームが作成

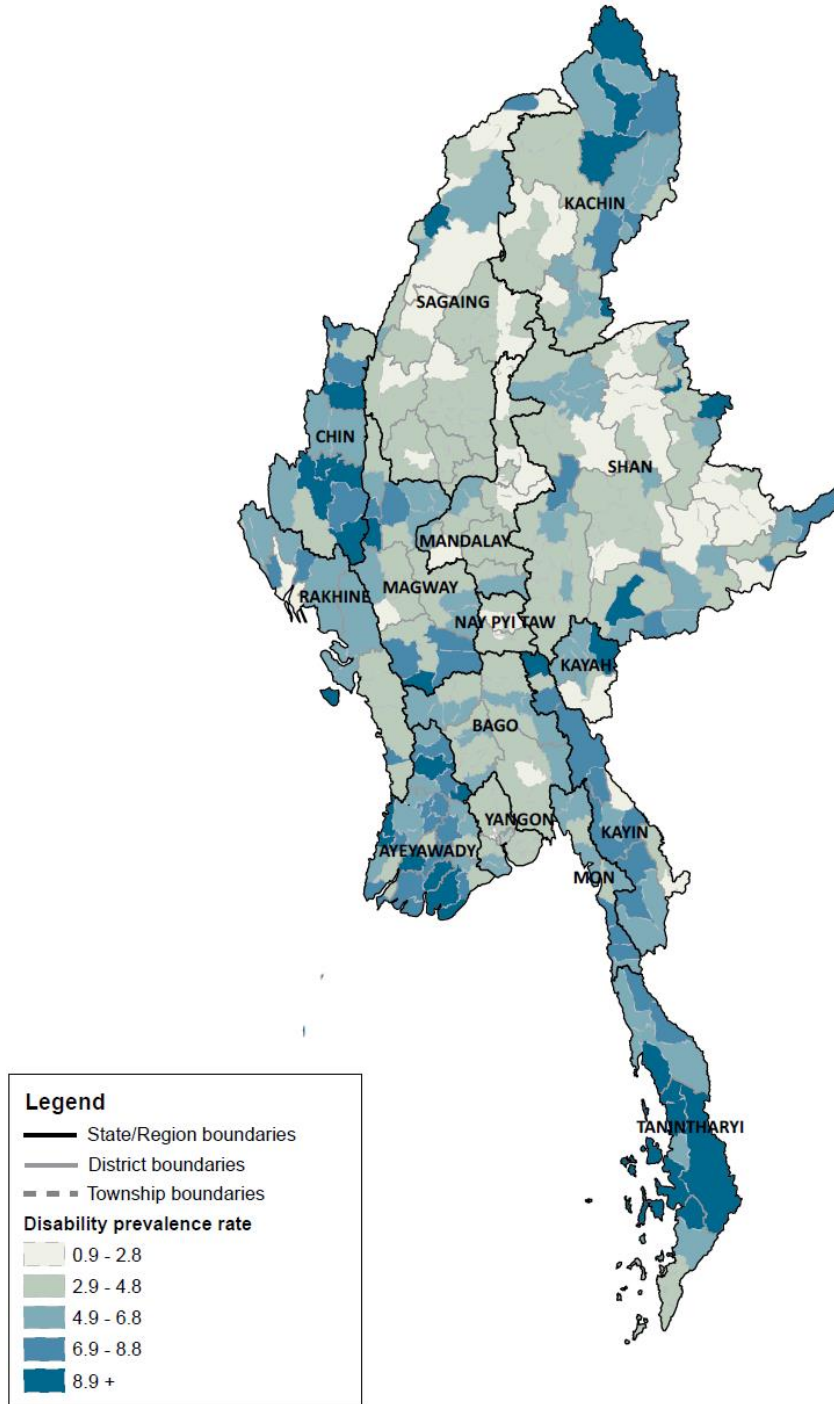


図4 障害者の居住地域 (2014)

出所 : The Republic of the Union of Myanmar, the 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Vol. 4-K より転載

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

2015年に障害者権利法（The Law of the Rights of Persons with Disabilities）が制定されたことにより、副大統領を議長とする国家障害者権利委員会（National Committee on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「NCRPD」）が設立された。障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の条項は多数の機関・組織の所掌にわたるため、同委員会がすべての政府機関及び民間機関の調整を行う。委員会は、障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）及び支援団体の各代表、州・地域行政機関の代表、及び中央省庁からは社会福祉・救済・復興省（Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement。）から構成される。同委員会では、手話や点字の使用が認められている。

障害者保護の全般にわたる政策策定とその実施は、社会福祉・救済・復興省の社会福祉局（Department of Social Welfare。以下、「DSW」）の主管である。同省のリハビリテーション局は、障害者のリハビリテーションを管轄している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表1 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会福祉・救済・復興省 Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement 社会福祉局 Department of Social Welfare リハビリテーション局 Department of Rehabilitation	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の障害者の保護・支援活動の管理を行う中央省庁 ・障害者の登録に関する管理 ・障害者支援の政府予算案の立案を調整 ・障害者支援に関する他省庁との調整、障害者政策・計画の策定と実施支援
2	保健スポーツ省 Ministry of Health and Sports	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者への医療・リハビリテーションに関する政策・計画の策定と実施支援 ・障害種別・程度の決定 ・医療、リハビリテーション・サービス施設の管理
3	教育省 Ministry of Education	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者への平等な教育機会の提供 ・障害種別に応じた教育・支援の提供
4	労働・移民・人口省 Ministry of Labour, Immigration and population	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者へ平等な教育機会の提供 ・障害種別に応じた職業教育の提供

出所：CRPD 政府報告を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家障害者権利委員会 National Committee on the Rights of Persons with Disabilities (NCRPD)
委員会メンバー	(1) 副大統領（議長） (2) 社会福祉・救済・復興省大臣 (3) ミャンマー障害者連合代表 (4) 社会福祉・救済・復興省福祉局総局長 (5) 州・地域関連省の代表 (6) ミャンマー国家人権委員会代表 (7) 異なる障害者団体の代表 (8) 非政府社会組織の代表 (9) 複数のボランティア代表 (10) 社会福祉・救済・復興省副大臣 (11) ミャンマー障害者連合事務局長
役割と実施状況	CRPD 履行のために 2015 年設置。障害者保護政策の実施、関係各機関との調整に責任を持つ。障害者の割当雇用制度の監視も行っている。NCRPD を支援するために、以下の附属委員会が設立されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育小委員会（Education sub-committee） ・ 保健小委員会（Health sub-committee） ・ 監視・評価小委員会（Monitoring and assessment sub-committee） ・ 障害のある女性・子ども小委員会（Disabled women and children affairs sub-committee） ・ 情報・技術小委員会（Information and technology sub-committee） ・ 災害小委員会（Natural disaster） ・ 緊急対策小委員会（Other emergency sub-committee）

【地方政府行政】

地方政府は、7 州（State）・7 地方域（Region）から構成され、中央政府にならった行政構造を持つ。障害関連担当機関は、各地方政府の社会福祉局である。主な役割は、連邦政府による障害者関連法の制定・発布、政策・計画の策定に基づく障害者への福祉サービスの提供、障害者の登録、関連する社会手当の支給、障害者の状況のモニタリング・調査の実施、中央政府への報告、である。さらに、NCRPD によって、各地方政府の障害者人権委員会が設立されている。

2-2. 障害関連法律の詳細

現行のミャンマー憲法は、2008 年 5 月 29 日から施行されている。2008 年憲法第 32 条(a)では、障害者を含む母親、子ども、孤児、高齢者等は保護されなければならないとされている。2011 年の CRPD 批准を踏まえて、2015 年に障害者権利法が成立した。

法律名	障害者権利法 (The Law of the Rights of Persons with Disabilities)
施行年	2015 年
概要	CRPD を履行するための法的枠組みであり、CRPD の実施を監視するために全国障害者権利委員会の設立を規定している。障害者権利に関する基礎的な法律として、基本的な人権、教育、健康、移動、参加の権利を保障している。障害者の雇用については、障害者の雇用割当てと違反企業の罰則について規定している。

法律名	国家教育法 (National Education Law)
施行年	2014 年
概要	国家がすべての子どもの教育の権利を保障する義務を持ち、障害児に対する特別支援教育プログラムを確立することを規定している。

法律名	自然災害管理法 (Natural Disaster Management Law)、及び自然災害管理細則 (Natural Disaster Management Rules)
施行年	2013 年、2015 年
概要	災害に対する、予防、緊急対応、復興支援において、障害者を含む脆弱な人々が優先されるべきことを明記。国家災害委員会の設置と、同委員会を社会保障・救済・復興省に置くことを規定。

障害者政策

ミャンマー政府は、CRPD 批准後、国家社会的保護戦略計画 2014 を作成し、障害者の権利保護を促進している。関連する主要な国家政策、計画は以下のとおりである。

政策名	国家社会的保護戦略計画 2014 (National Social Protection Strategic Plan in 2014)
施行年	2014 年
概要	障害者と、障害者がいる世帯の経済的社会的脆弱性の軽減、基本的サービスの付与、経済的機会の付与、衝撃からのより良い回復が行われることを目指す。18 歳までの障害児が他の子どもと同じ権利を持ち、同じ便益を享受すること、障害児がいる世帯が支援されること、成人の障害者を含めた介助のためのセンターの設立、職業訓練を提供する設備の設立、障害手当の支給等が明記されている。 障害手当は、障害児は月額 16,000 チャット (約 1,285 円 ⁸)、成人は月額 30,000 チャット (約 2,410 円)。

⁸ 1 ミャンマーチャット=0.080350 円、JICA 換算レート 2020 年 12 月

政策名	乳幼児ケアと発達のための国家政策 (Myanmar Policy for Early Childhood Care and Development)
施行年	2014年
概要	障害児を含む乳幼児の出生時からのケアに関する国家のサービスと活動、投資計画を示した。ミャンマー全国を対象とし、国内の関連機関の役割と実施体制及び国内外の開発パートナーとの協調を示した。政策の策定には、DSW、教育省、保健スポーツ省、労働・移民・人口省、情報省、財務省、UNICEF、国内のNGO等が参画した。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ミャンマーは、2011年12月7日に障害者権利条約を批准したが、選択議定書は未批准である。障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）は、2015年11月19日に提出された。権利委員会からは2019年5月14日に質問事項が提示され、ミャンマー国政府は2019年8月28日に回答書を提出した。2019年10月22日に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告期限は、2025年1月7日である。

パラレルレポートは以下の団体／グループから3つの報告が提出された。

(1) International Federation of Anti Leprosy Associations (ILEP)
(2) Myanmar National Human Rights Commission
(3) Myanmar Federation of Persons with Disabilities (MFPD) and Myanmar Disabled People Organizations 幅広い障害者団体が合同でパラレルレポートを提出した。 構成団体: <ul style="list-style-type: none"> ① Myanmar National Association of the Blinds (MNAB) ② Wan Sein Bawa Thit Arman School for the Blind ③ Myanmar Physical Handicapped Association (MPHA) ④ Shwe Minn Thar Foundation Myanmar (SMTF) ⑤ Myanmar Independent Living Initiative (MILI) ⑥ Myanmar Christian Fellowship for the Blinds (MCFB) ⑦ Disabled People's Development Organization (DPDO) ⑧ Chin Disability Organization (Htantalan) ⑨ Disability Development Initiative (DDI) ⑩ Karen Mon Association of Persons with Disabilities (KAPD) ⑪ New Light Disabled Self Help Group ⑫ Morning Stars ⑬ Shining Stars DPO <ul style="list-style-type: none"> ① Eden Centre for Disabled Children ② Myanmar Autism Association (MAA) ③ Myanmar Down Syndrome Association (MDSA) ④ Future Stars Self Advocacy Organization of Persons with Intellectual Disabilities ⑤ Home For LIFE Intellectual Disabilities Development Center ⑥ Myanmar Deaf Society (MDS) ⑦ Myanmar Deaf Community Development Association (MDCDA) ⑧ Yangon Association of Hearing Disabilities (YAHD)

- ⑨ Mary Chapman School for the Deaf
- ⑩ Disabled Peoples Organization (Hmawbi Township)
- ⑪ Disabled Peoples Organization (Hlaing Tharyar Township)
- ⑫ Disabled People's Organization (Dala Township)
- ⑬ Rays of Light (Shwe Pyi Thar Township)

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

ミャンマーは、2011年にCRPDに批准し、2015年に障害者権利法を制定したが、障害種別や登録制度がまだ確立されていない。国連児童基金（United Nations Children's Fund、以下、「UNICEF」）の支援を受け、ヤンゴン、バゴー、カインでパイロットプロジェクトが実施されている。第一段階として、社会福祉・救済・復興省とともに障害種別案を策定している。第二、第三段階では、障害種別案に基づき、保健スポーツ省が種別の確定を実施する予定である。

リハビリテーションは、組織によるものと地域に根ざしたものの2つの方法が取られている。職業訓練や収入活動のための訓練は組織によるリハビリテーションで提供される。身体的リハビリテーション施設は、保健スポーツ省のリハビリ病院や、防衛省の施設があるが、場所の偏りが大きい⁹。JICA 技術協力プロジェクト「リハビリテーション強化（2008年～2013年）」によって、保健スポーツ省の医療スタッフ及び医療施設のリハビリテーション能力強化が行われたことが政府報告に記載されている。

障害者のリハビリテーションを管轄する社会福祉・救済・復興省のリハビリテーション局は人員不足であり、障害種別の確定や障害の程度の認定を行う機関を全国に設立すべきであるとパラレルレポートで指摘されている¹⁰。総括所見では、特に農村部において包括的なリハビリテーションの不足に懸念が表明され、地方政府に対して、障害者の権利保護モデルを考慮した地域に根ざしたインクルーシブなリハビリテーションの促進を勧告している。

② 教育

2008年制定のミャンマー憲法は、障害者を含むすべての人に教育を受ける権利を保障し、政府が主管する学校での義務教育の無償化を規定している。2013年には、社会福祉・救済・復興省の主導で、幼児のケアと発達に関する政策を策定し、障害のある幼児には早期からの特別な支援の提供を表明している。ミャンマーの政府報告によると、社会福祉局は、視覚障害のための特別支援学校を2校（ヤンゴン1校、サガイン1校）、聴覚障害のための特別支援学校を2校（ヤンゴン1校、マンダレー1校）運営している。初等教育では特別支援教育を、中等・高等レベルと大学ではインクルーシブ教育を推進している。民間団体が運営する特別支援学校では、視覚障害6校、聴覚障害1校、知的障害及び身体障害6校がある（以上、政府報告が提出された2014年当時）。特別支援学校はすべてヤンゴンとマンダレーにあり

⁹ミャンマー国勢調査レポート（2014年）

¹⁰ Myanmar National Human Rights Commission のレポート

地域的偏りが大きいことが課題の一つであると政府により認識されている¹¹。

2014 年の国勢調査では、障害のある児童と障害がない児童との就学率に大きな差があることが示されている（表 1）。障害の程度が重いほど、学校に一度も行ったことがない児童の割合が顕著に高い。2014 年の国家教育法では、障害に応じた特別支援教育の確立に力点が置かれ、それを通じて“Education for All”を達成することが目標とされていた。

表 3 障害のある児童の就学者数、就学率（2014 年）

5歳~9歳

	就学中		以前就学していた		就学したことがない		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
非障害者	3,337,547	71%	409,266	9%	921,978	20%	4,668,791
軽度障害者	19,727	59%	2,921	9%	10,929	33%	33,577
中度障害者	4,017	35%	1,012	9%	6,325	56%	11,354
重度障害者	2,011	19%	708	7%	8,120	75%	10,839
合計	3,363,302		413,907		947,352		4,724,561

10歳~13歳

	就学中		以前就学していた		就学したことがない		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
非障害者	2,956,358	77%	742,583	19%	157,265	4%	3,856,206
軽度障害者	19,570	62%	6,843	22%	5,068	16%	31,481
中度障害者	3,793	36%	2,120	20%	4,648	44%	10,561
重度障害者	1,622	17%	1,301	14%	6,437	69%	9,360
合計	2,981,343		752,847		173,418		3,907,608

出所：The Republic of the Union of Myanmar, the 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Vol. 4-K を基に調査チーム作成

総括所見では、DPO と十分な協議を行い、障害種別に分断された教育からインクルーシブ教育へ修正していくよう提案された。さらに、インクルーシブ教育の活動計画を策定し、十分な予算配分を得ることで、障害児が学びやすく、教員が教えやすい学習環境を整備していくよう提案があった。

③ ジェンダーと障害

ミャンマーは 1997 年に女子差別撤廃条約（Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」）を批准している。2008 年ミャンマー憲法は、女性を含むすべての人の基本的人権を保障し、2014 年の障害者権利法においても、障

¹¹ ミャンマー国勢調査報告書(2017)

害のある女性の参加を保障し、ジェンダー平等が開発の中で実行されることを規定している。しかしながら、障害のある女性の社会参加や就学は限定的であり、2014年の国勢調査では、障害のある女性の就学率や労働参加率が男性と比べて低いことが示されている。障害のある女性を優先して配慮し、エンパワメントや団体育成といった取り組みを将来的に進めていくことがミャンマー政府報告に記載されている。

総括所見では、ジェンダー平等に向けた明確な法規制をすることで、ミャンマー固有の民族や宗教に関連した差別の解消を行うよう勧告している。

④ 訓練・雇用、就労支援

2008年ミャンマー憲法は、障害者を含むすべての人に、あらゆる差別を禁止している。2015年の障害者権利法では、障害者への雇用機会に関する情報提供と就労機会の提供を規定している。公的機関に限らず民間機関においても、採用予定の人数に関連する行政機関へ報告するよう義務付けるとともに、割当雇用制度を導入している。規定に違反した場合には、罰金あるいは懲役が科される。2014年の国勢調査によると、障害者の労働参加率は、障害種別に関わらず非障害者に比べて少なくとも20%以上低いことを示している。男女差もあり、女性の方がさらに参加率が低い。産業別にみると、障害者は家事労働や農業へ従事している割合が多く、管理者や技術を要する立場での就業割合が少ない。

JICAの支援によって「手話ガイドブック」¹²が作成されたことや、手話を通じた障害者の認知・啓発、手話の普及、手話通訳者の育成が行われたこと、同じくJICAとAARの支援によって、「障害者雇用の手引き」¹³が作成されたことは、取り組みの好事例としてミャンマーの政府報告に記載されている。

障害者の就業を促進するために、職業訓練機会の増加や、障害に応じた支援機器や教材、コミュニケーション機材、医療機材等への課税免除、リハビリテーション施設の安価な価格での利用などに政府の予算配分を増やし、手厚いサービスを提供するようパラレルレポートで求められている。このような状況に対し、総括所見では、障害者権利法の効果的な実行を政府に勧告している。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

ミャンマーは、2015年に障害者権利法を制定し、障害者を含むすべての人に平等なサービスの享受を保障するよう促進している。しかしながら、健康、教育、就業などの基本的人権にかかるサービスや、飲料水、エネルギーなどの基本的なサービスを、障害が十分に享受できていないことが国勢調査等を通じて明らかになっている。

重度の障害がある者へは、政府による社会手当制度があるが、前述したように、障害種別の確定、登録といった制度がまだ確立しておらず、受給すべき人にサービスが届いていない状況がある。政府報告書には、ミャンマー政府がこれまで貧困削減に焦点を当てて、障害者を対象としたプログラムを構築してこなかったことが記載されている。総括所見では、必

¹² JICA「社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズ1、2（2007～2010、2011～2014）」

¹³ AAR Japan (2018) Employing Persons with Disabilities, A Handbook for Employers in Myanmar

要な社会保護プログラムを確立し障害者を保護すること、CRPD に沿った法整備を進め差別を引き起こさないこと、社会保護と貧困削減のために予算を配分し、個々の障害者にあった支援を行う社会保護を構築することが推奨されている。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

2008年憲法では、障害者がすべての場所、公共交通機関と公共情報、教育機関や施設などにアクセスする権利を保障している。しかし、建築基準などの関連法が未整備である。総括所見では、障害者の物理的な環境整備や移動、コミュニケーション技術やシステム、関連する施設やサービスの活用を促進するために、2014年の一般的意見（general comments）を回想し、障害者当事者団体との協議を踏まえて、調達法の改定や国家建築基準の法制化を促進するよう勧告している。そのためには、十分な技術的、財政的資源を持ち、バリアフリーの改善を評価する指標と違反への制裁を含む包括的な行動計画の策定と実施を求めている。個人の移動については、政府は、障害者が入手しやすい価格あるいは無料で適正な質の移動支援と補助器具、各自の移動のために必要な技術サービス、サービスを使用するための確かな情報と研修を保障すべきであると勧告している。

・防災

2013年の自然災害管理法、及び2015年の細則制定後、仙台防災枠組み2015-2030と国連気候変動枠組条約締約国会議において採択されたパリ協定を踏まえて、「ミャンマー災害リスク削減行動計画2017」¹⁴が策定されている。また、災害管理を担当する社会福祉・救済・復興省の救済・復興局（Department of Relief and Resettlement）（現災害管理局（Department of Disaster Management））が、災害リスク削減のための作業グループを作り、災害管理に関する指導員研修のプログラムを障害者と協議しながら策定を進めている¹⁵。作業グループには、障害者当事者団体、国連人道問題調整事務所（Office for the Coordination of Humanitarian Affairs. 以下、「OCHA」）、国連世界食糧機関、国連開発計画（United Nations Development Programme. 以下、「UNDP」）、国連人間居住会議、その他国際開発組織が参加し、支援を行っている。

2019年1月に開催された第4回NCRPDにおいて、自然災害や緊急時における障害者支援の重要性が政府から表明されている¹⁶。しかしながら、「ミャンマー災害リスク削減行動計画2017」には、災害時の障害者への配慮について具体的な記載はみられない。総括所見では、2013年の自然災害管理法、及び2015年の細則自体が、特に女性や女兒、民族、宗教的な少数派である障害者への配慮が十分ではないと指摘している。その上で、危険な状況に置かれている全ての障害者に配慮した法の制定等を勧告している。

¹⁴ National Disaster Management Committee, Relief and Resettlement Department, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (2017) Myanmar Action Plan on Disaster Risk Reduction, 2017

¹⁵ Center for Excellence in Disaster Management & Humanitarian Assistance (2020) Myanmar Disaster Management Reference Handbook

¹⁶ <https://www.president-office.gov.mm/en/?q=briefing-room/news/2019/06/12/id-9401><https://www.president-office.gov.mm/en/?q=briefing-room/news/2019/06/12/id-9401>（参照 2020-12-15）

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府¹⁷</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズ1 (2007～2010) ・ 社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズ2 (2011～2014) ・ リハビリテーション強化 (2008～2013) ・ 手話支援サービス拡充プロジェクト (2021～2025 (予定)) <p>【有償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤンゴン環状鉄道改修事業 (2015) <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の就労支援体制強化事業 (2016～2018) ・ ミャンマーにおける鍼灸指圧技術普及事業 (2012～2014) <p>【日本 NGO 連携無償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カレン州チャインセチ地区およびラインブエ地区における地域に根ざしたリハビリテーション推進事業(第1,2,3年次)2017,2018,2019 ・ カレン州ラインブエ地区における障がい者のための生活環境改善事業 (2016～2017) ・ 国立リハビリテーション病院に対する障害児用中古車椅子供与計画 (2012～2013) ・ ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業 (2011,2013) ・ ミャンマー視覚障害者自立支援事業 (2010～2013)
<p>他ドナー</p>	<p>【UNICEF】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別と登録制度に関するパイロットプロジェクト <p>【ADB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Skill Development for Inclusive Growth (2014-2016) <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ActionAid, with ACF, HelpAge, Oxfam, Plan and UN-Habitat (2015) Inclusive Framework and Toolkit for Community-Based Disaster Risk Reduction in Myanmar <p>【Myanmar Education Consortium】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Australian Aid, UKaid, Denmark, Save the Children, Inclusive Education <p>【UKaid】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Disasters and Emergencies Preparedness Programme (2017-) <p>【日本財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーにおける障害者の権利擁護研修の実施及び政策提言事業 (2011～2020年6月時点継続実施中) ・ ミャンマーにおける視覚障害者を対象とした伝統医療マッサージ師の養成 (2015～2020年6月時点継続実施中) ・ ミャンマーにおける障害を持つ大学生に対する奨学金給付 (2014～2020年6月時点継続実施中) ・ ミャンマーにおける障害者向け ICT センターの設立(2016～2020年6月時点継続実施中) <p>【AAR ジャパン 難民を助ける会 (以下、「AAR」)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業訓練施設運営・企業向け啓蒙活動を実施

¹⁷ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

ミャンマーのリハビリテーションは、ヤンゴンとマンダレーという二大都市にある国立リハビリテーション病院を通じて 1959 年から行われてきた。他方、保健サービスの提供は、全ての国民に地域に根ざした基礎保健の提供を行うことを国家政策として努力を続けてきた。WHO の報告書¹⁸によると、1982 年からは、WHO と UNDP が協力し、地域に根ざしたリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」) を、保健省を通じて政府の公立病院を中心に実施した。WHO、UNDP に加えて、カナダ、World Vision 等が、CBR プログラムを展開したが、2007 年までに人口の 2% をカバーするに留まり、より広範に全国展開をしていく必要性が認識された。

他方、障害者のリハビリテーションのニーズに応えるために、DSW は、障害者への特別支援教育や職業訓練前のリハビリテーションの場を通じて、障害の種別に応じた特別支援学校や職業訓練校を設立し、リハビリテーションの提供を拡大してきた。DSW が提供するリハビリテーションの受給者には、各自の居住地において自身の仕事を見出すようカウンセリングなどの支援サービスを提供し、訓練後のフォローアップや金銭的支援を行った。さらに、メディアの活用や技術コンテストを開催するなど、障害者の啓発活動も行っている。

UNDP と WHO によって、1982 年から開始された CBR プログラムのモデルは、その後、ミャンマーの障害当事者団体 (後述する Myanmar Independent Living Initiative (MILI) 等) や支援団体 (Eden Center for Disabled Children 等) による活動へと活動主体が広がっていった。2008 年のナルギスサイクロンによる大規模自然災害後は、活動主体がさらに広がり、日本の NGO (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) である AAR も被災地域で活動を開始している。AAR は、1999 年にヤンゴンに事務所を開設し、翌 2000 年から障害者のための職業訓練校を運営している。

ミャンマー政府は、障害者に対して地域に根ざした包括的な CBR プログラムの確立を目指しているが、リハビリテーション施設や職業訓練校、特別支援学校の地域的な偏りは未だに大きく、取り組みは初期段階にある。国際 NGO は、CBR を金銭的な側面から支援しつつ、地域で活動する人や関連団体の育成にも取り組んでいる。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

2020 年 12 月時点で、ミャンマーはマラケシュ条約に未署名、未批准である。著作権法は 2019 年 5 月 24 日に 100 年振りに改正され、2020 年度 10 月 1 日に一部開設された知的財産庁 (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce) の設立に伴い施行された¹⁹。

¹⁸ WHO (2013) Compilation of community-based rehabilitation practices in the WHO South-East Asia Region

¹⁹ 日本の特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/100101.html> (参照 2020-12-25)。ミャンマー知的財産庁のホームページ <http://myanmarip.moe-st.gov.mm/web?usecase=first&action=first%20page> (参照 2020-12-25)

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ミャンマーにおいては、2021年2月6日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染者数が141,304人、死亡者が3,168人と報告されている。新規感染者は、1日平均255人で、ピークだった2020年10月中旬の17%になっている²⁰。2021年2月時点でもヤンゴンを含む一部の都市間移動が制限され、都市間移動時には1週間の自主隔離期間が要請されている。

以下の情報は、ミャンマーのDPO²¹に対するアンケート調査の回答や報道機関、ドナー機関等からの情報²²によるものである。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

障害者を含む困窮者に対する現金給付が実施されているほか、2歳以下の子どもと妊婦に対する現金給付も行われた。新型コロナウイルスの感染拡大前から、現金給付や高齢者向け社会手当を受け取っていた障害者に対しては、上乗せでの現金給付も行われた。食料セットの配布も、障害者を含む困窮世帯に配布された。障害者への合理的配慮として実施された現金給付はないが、社会福祉・救済・復興省によるコロナウイルス感染対策に関する仕事の紹介があったとミャンマーの障害当事者団体²³から報告された。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

保健サービスについては、障害があることが理由で障害者がサービスを受けられないといった状況は報告されていない。医療従事者や介助者からの感染を防ぐために必要な処置はとられている。他方、コロナ感染拡大の緊急支援として、世界銀行やUNICEF等の国際機関、World Vision等の国際NGOから緊急支援を受けている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

感染の流行により、ミャンマーの学校は休校となり、2020年12月時点で再開されていない。インターネットを利用した授業は行われていない。オンラインの自主学習ができる環境にあるのは一部の世帯に限られている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

コロナウイルス感染拡大に伴い、一部の地域での移動制限や外出自粛が行われている。コロナウイルス感染拡大への措置によって、障害者が自宅に留まり外出ができないという状況が続いている。ただし、コロナ禍以前から、ミャンマーの公共交通機関や公共の場所での

²⁰ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/> (参照 2021-02-06)

²¹ Myanmar Independent Living Initiative – MILI, Myanmar Deaf Community Development Association

²² WB (2020) *Social Protection and Jobs Response to COVID-19: A Real-Time Review of Country Measures*, <https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/news/persons-with-disabilities-covid-19.html> (参照 2021-02-06)

²³ Myanmar Independent Living Initiative (MILI)

設備の障害者の利用には障壁がある。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

失業者は増大しており、障害者が職を見つけるのはより困難になっているとの報告がある。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

障害者は、コロナウイルスや感染拡大に関する情報や知識に、十分にアクセスできない状況にある。国営放送テレビ番組の1つは、手話による情報伝達を行っているが、聴覚障害者の大半は手話を習得しておらず情報にアクセスすることはできない。活字による情報は、点字が使われているものはほとんどなく、視覚障害者が情報にアクセスすることもできない。このように、必要な情報が適切なタイミングで届けてられていない状況が報告されている。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
<p>Myanmar Federation of Persons with Disabilities (MFPD)</p> <p>https://www.facebook.com/MFPwDs/about/</p>	<p>パラレルレポート提出機関の1つ。2014年に設立。障害者当事者団体の能力開発、ミャンマーにおけるCRPDの実施を目的とする。障害種別横断で幅広い障害団体24組織を傘下に置く連合体。</p>
<p>Myanmar National Association of the Blinds (MNAB)</p> <p>http://www.mnab-myanmar.org/</p>	<p>パラレルレポートの共同提出機関の1つ。1996年に設立した視覚障害者の当事者団体。リーダーシップ研修やマスメディアを活用した啓発活動を行っている。2019年からビルマ語の音声読み上げソフトの提供を開始している。ソフトは、団体のホームページから無料で入手可能である。</p>
<p>Myanmar Deaf Community Development Association (MDCDA)</p> <p>https://www.mdcda.org/</p>	<p>パラレルレポートの共同提出機関の1つ。2009年に設立した聴覚障害者の当事者団体。啓発、就労支援、生計向上を主な活動としている。障害児の親を対象としたマクロファイナンスプロジェクトも実施している。ミャンマー語の手話の促進・普及のための研修も実施している。</p>
<p>Myanmar Physical Handicapped Association (MPHA)</p> <p>http://www.myanmarmpha.org/index.htm</p>	<p>パラレルレポートの共同提出機関の1つ。2002年に設立した身体障害者の当事者団体。障害者権利法の啓発、職業訓練費用の補助、社会福祉・救済・復興省、保健省と連携した就業支援、補助器具の提供支援、コンピューター研修の実施、情報共有等の活動を実施している。</p>
<p>Myanmar Independent Living Initiative (MILI)</p>	<p>パラレルレポートの共同提出機関の1つ。2002年に設立した身体障害者の当事者団体。障害者権利法の啓発、職業訓練費用の補助、社会福祉・救済・復興省、保健省と連携した就業支援、補助器具の提供支援、コンピューター研修の実施、情報共有等の活動を実施している。</p>

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Eden Center for Disabled Children https://edencentre.org/	パラレルレポートの共同提出機関の1つ。2000年に設立したミャンマーで最初の知的障害と身体障害のある障害児のための民間の支援団体。インクルーシブなアプローチで、ジェンダー、種族、宗教、国籍に関わらず、理学療法、リハビリテーション、作業療法、早期介入プログラムを実施している。さらに啓発活動を通じて、障害児の権利擁護、地域に根ざしたリハビリテーションの促進を行っている。また、研修所を所有し、障害児へ教育を提供している。
Humanity & Inclusion (旧 Handicap International) https://www.hi-us.org/myanmar	2008年からミャンマーにおいてマルチドナーによる障害者支援プログラムを実施。英国やデンマーク政府、UNICEF、国連人道問題調整事務所と連携したプロジェクトも実施。リハビリテーションの質の向上、障害児の教育へのアクセス、災害リスク削減、能力強化を主な活動としている。

4. 参考資料

- AAR Japan (2018) *Employing Persons with Disabilities, A Handbook for Employers in Myanmar*,
https://www.aarjapan.gr.jp/activity/report/docs/rpt1904_2730_handbook_english.pdf (参照 2020-12-25)
- Center for Excellence in Disaster Management & Humanitarian Assistance (2020) *Myanmar Disaster Management Reference Handbook*,
https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/disaster-mgmt-ref-hdbk-burma_0.pdf (参照 2020-12-25)
- Department of Social Welfare of Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement and The Leprosy Mission International (Myanmar) *First Myanmar National Disability Survey 2010*,
https://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Report_First_Myanmar_National_Disability_Survey_GovtofMyanmar_2010.pdf (参照 2020-12-25)
- Eden Centre for Disabled Children (ECDC) (2009) *Community Based Rehabilitation (CBR) Experience Myanmar (slide)*, http://www.jlidd.jp/gtid/AP_CBR/pdf/52.pdf (参照 2020-12-25)
- LIRNEasia (2018) *Enabling the disabled; The role of ICTs in the lives of persons with disabilities in Myanmar* (supported by UKaid, IDRC, Canada and MIDO), <https://lirneasia.net/wp-content/uploads/2018/08/LIRNEasia-Enabling-the-disabled.pdf> (参照 2020-12-25)
- Myanmar Education Consortium (UKaid, Australian Aid, Denmark) (2015) *Analysis of Inclusive Education in Myanmar, Final Report*, <https://mecmigration.files.wordpress.com/2016/05/mec-inclusive-education-analysis-report-july-20151.pdf> (参照 2020-12-25)
- Myanmar Consortium for Community Resilience (MCCR) (2015) *Inclusive Framework and Toolkit for Community-Based Disaster Risk Reduction in Myanmar (supported by EU, ActionAid, HelpAge, Oxfam, Plan, UNHabitat, and Action Faim)*,
https://www.preventionweb.net/files/48286_48286inclusiveframeworktoolkitforcb.pdf (参照 2020-12-25)
- The Republic of the Union of Myanmar (2014) *Myanmar Policy for Early Childhood Care and Development*,
<https://www.unicef.org/myanmar/media/2856/file/Myanmar%20Policy%20for%20Early%20Childhood%20Care%20and%20Development%20-%20English%20Version.pdf> (参照 2020-12-25)
- The Republic of the Union of Myanmar (2017) *Initial report submitted by Myanmar*,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=MMR&Lang=EN (参照 2020-12-25)
- The Republic of the Union of Myanmar, Department of Population of Ministry of Labour, Immigration and Population (2017) *The 2014 Myanmar Population and Housing Census, Thematic Report on Disability, Census Report Volume 4-K (with technical assistance from*

UNFPA), https://myanmar.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/4K_Disability_0.pdf (参照 2020-12-25)

The Republic of the Union of Myanmar, National Disaster Management Committee, Relief and Resettlement Department, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (2017) *Myanmar Action Plan on Disaster Risk Reduction, 2017*,
http://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Core_Doc_Myanmar_Action_Plan_on_Disaster_Risk_Reduction_2017.PDF (参照 2020-12-25)

United Nations (2019) Concluding observations on the initial report of Myanmar,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=MMR&Lang=EN (参照 2020-12-25)

WHO (2013) *Compilation of community-based rehabilitation practices in the WHO South-East Asia Region*,
<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/204891/B4950.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
 (参照 2020-12-25)

JICA 「社会福祉行政官育成プロジェクト」フェーズ 1、2 (2007～2010、2011～2014) 各種報告書

<ウェブ情報>

The Republic of the Union of Myanmar, *Constitution of the Republic of the Union of Myanmar*,
<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/mm/mm009en.pdf> (参照 2020-12-25)

The Republic of the Union of Myanmar *National Education Law (2014, Parliamentary Law No. 41)*,
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/100493/120566/F28507983/MMR100493%20Eng.pdf> (参照 2020-12-25)

The Republic of the Union of Myanmar (2015) *The Rights of the Persons with Disabilities Law (The Union Parliament Law No. 30/2015)*,
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/100494/129362/F1039614213/MMR100494%20Eng.pdf> (参照 2020-12-25)

The Republic of the Union of Myanmar (2015) *The Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement Notification No.22/2014*,
[https://www.ifrc.org/Global/Publications/IDRL/IDRL%20guidelines%20implementing%20legislation/English%20version%20of%20%20DM%20Rules%20\(approved\).pdf](https://www.ifrc.org/Global/Publications/IDRL/IDRL%20guidelines%20implementing%20legislation/English%20version%20of%20%20DM%20Rules%20(approved).pdf) (参照 2020-12-25)

内閣府『障害者白書』各年版 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf (参照 2020-12-25)